



第3章

プランの内容



基本目標Ⅰ

男女共同参画社会をめざす意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず個々の能力や個性を発揮できる社会、自らの人生を主体的に生きることができる社会です。

しかし、長年にわたって育まれてきた私たちの意識や慣行の中には、性別による固定的な役割分担（※１）が根強く残されており、個性や生き方などを知らず知らずのうちに制約し、特に女性の生き方をより狭めていると考えられます。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画社会の形成を阻害している要因を見直す必要があります。

女性も男性もお互いを認め合う意識をつちかうと共に、男女平等や人権尊重に立った教育を着実に進めることが重要です。

また、人権を阻害する暴力はその対象の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。特にドメスティック・バイオレンス（配偶者及び恋人間等における暴力）（※２）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（※３）などの行為は、男女共同参画社会を阻害する大きな社会問題であり、その根絶に向けた取り組みや被害者への支援を図る必要があります。

※１ 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

※２ ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び恋人間等における暴力）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力。

※３ セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。

方針

① 男女共同参画に向けた社会制度・慣行の見直しと意識づくり

一人ひとりが「女だから、男だから」といった性別による固定的な社会制度や慣行を見直し、男女共同参画の意識を持てるよう努めます。

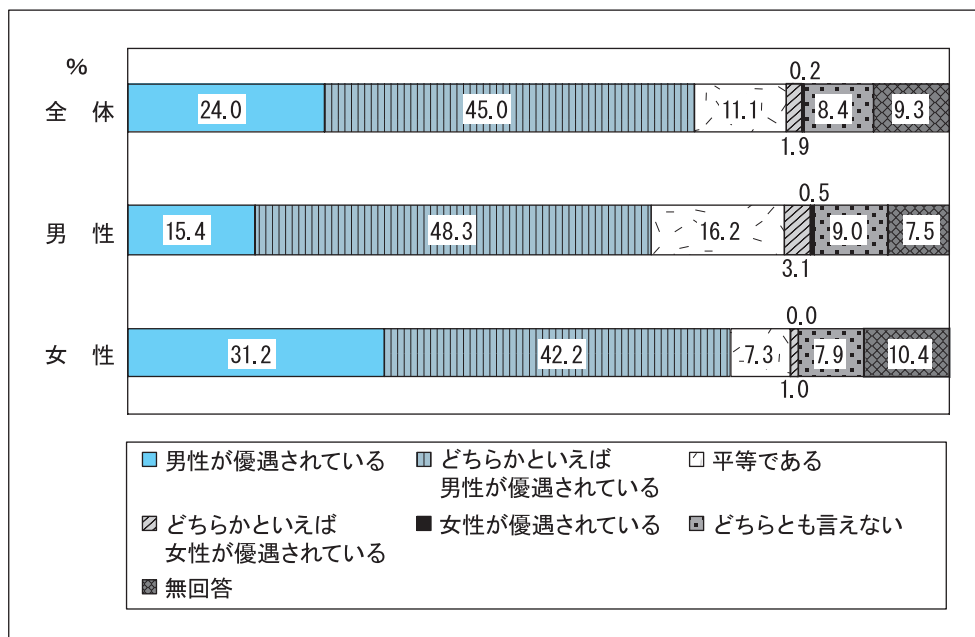
□現状と課題

平成18年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい」という考え方に賛成の方が49.0%、反対の方が44.2%と、若干賛成の方の割合が多く、男女の固定的な役割分担意識が、依然残っている傾向にあるといえます。燕市では共働きの家庭が多く、女性には仕事のほかに家事・育児・介護などの負担が重くのしかかっている現状があります。

また、同調査で男女の地位の平等感について「男性が優遇されている」と回答した割合は、「社会慣習について」（69.0%）、「職場の中で」（61.9%）、「政治経済活動の中で」（58.8%）、「家庭の中で」（56.9%）と、ほとんどの場で「男性優遇」の意識が強い傾向にあります。

これらの調査結果から、男性も女性も、性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる分野で活躍していくためには、社会制度や慣行を見直し、男女平等の視点に立った意識改革を推進していかなければなりません。調査や情報収集を進め、広報・啓発活動の充実を図っていく必要があります。

「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合



（資料：男女共同参画に関する市民意識調査）

【指標目標1】「社会慣習（しきたり）について」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	社会慣習（しきたり）について、平等になっていると思う市民の割合
現状値 （平成18年度）	平成18年度 市民意識調査 全体・・・・・・・・11.1% 男性・・・・・・・・16.2% 女性・・・・・・・・7.3%
目標値 （平成23年度）	30%以上



施 策	説 明	
1. 男女共同参画の啓発活動の推進	男女が互いに尊重しながら共同参画できる社会をめざして啓発活動を推進します。	
	(1) 市広報紙・ホームページによる啓発	地 域 振 興 課
	(2) つばめ「女と男」フェスタ、講演会等の開催	地 域 振 興 課
	(3) コミュニティFM等による啓発	地 域 振 興 課
2. 調査・情報収集活動の推進	社会制度や慣行等を男女平等の視点で点検し、実態を把握・分析し、結果等の情報を公表します。	
	(1) 社会制度や慣行に関する実態調査と結果の公表	地 域 振 興 課
	(2) 男女平等に関する情報、各種統計資料の収集と提供	地 域 振 興 課
3. 男女共同参画に向けた市民活動の支援とネットワークづくりの推進	男女共同参画に向けた市民活動を支援し、市との協働（※）による啓発活動を推進します。	
	(1) 国・県や民間団体が行う男女共同参画に関する研修への市民参加の促進	地 域 振 興 課 社 会 教 育 課
	(2) 市民活動グループと市との協働による啓発活動の推進	地 域 振 興 課 社 会 教 育 課
	(3) 市民活動グループのネットワークづくりの推進	地 域 振 興 課 社 会 教 育 課
4. 男女共同参画に関する相談体制の充実	関係機関と連携を図りながら相談や支援を行えるよう、相談体制を確立、充実させていきます。	
	(1) 相談窓口の開設と周知	地 域 振 興 課 行 政 課
	(2) 関係機関との連携強化	地 域 振 興 課

※ 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

方 針

② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

人権尊重を基盤とした男女共同参画を進める教育・学習の充実を図ります。

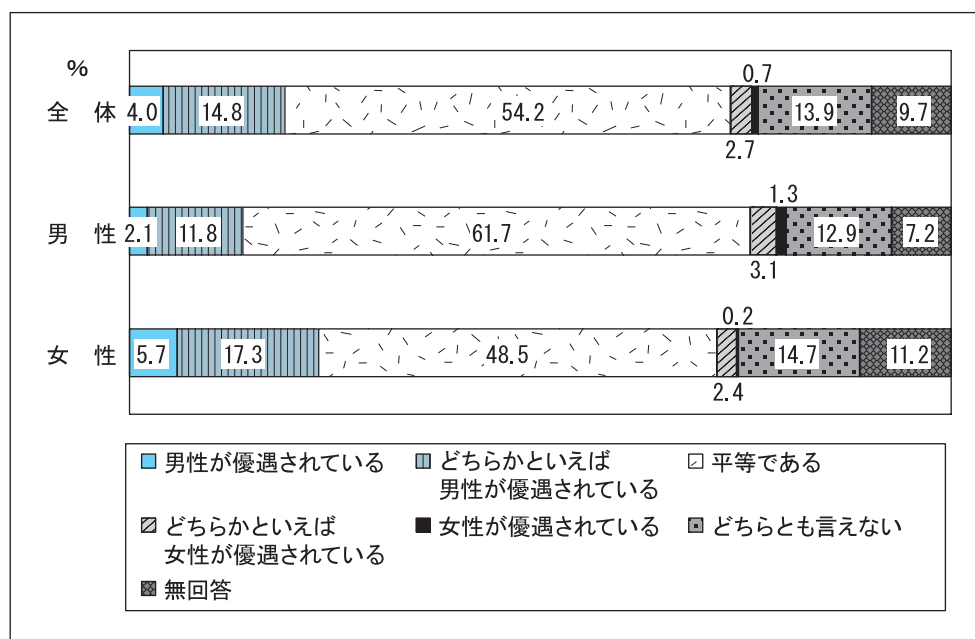
□現状と課題

市民意識調査によると、子育てについては70.9%が「男らしく、女らしく、」と考えており、人間形成に最も影響を及ぼす家庭内において、女の子・男の子の育て方や期待感、妻と夫の役割などに性別による役割分担を前提にした固定的な考え方が根づいています。

男女共同参画を進めていくには、家庭をはじめ地域や学校などの教育等の場は重要な役割を担っています。保育園、幼稚園、学校等においては性別よりも児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす多様な選択肢を可能にする教育の推進や、それにかかわる保育士や教育関係者の育成にも取り組む必要があります。

さらに、高齢化や情報化、国際化など社会が多様化している中で、地域においては市民の生涯学習活動に対するニーズが高まっています。女性も男性も男女平等の観点に立った主体的な生き方を可能にする開かれた学習体制の整備と、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供していくことが必要です。

「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

【指標目標２】 「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	学校において、平等になっていると思う市民の割合
現状値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 全体・・・54.2% 男性・・・61.7% 女性・・・48.5%
目標値 (平成23年度)	75%以上

施 策	説 明	
1. 家庭における男女共同参画教育の推進	家庭における男女共同参画教育の推進を支援します。	
	(1) 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った家庭教育学級等学習機会の充実（出産前を含む）	地 域 振 興 課 社 会 教 育 課
	(2) 家庭に向けた男女共同参画の啓発	地 域 振 興 課
	(3) 家庭教育相談事業の整備・充実	子 育 て 支 援 課
	(4) 家庭教育関係者の研修会の充実	社 会 教 育 課
	(5) 家庭教育に関する指導者の育成	子 育 て 支 援 課
2. 学校等における男女共同参画教育の推進	幼児期からの男女共同参画教育を推進し、家庭教育と連携した男女共同参画意識の定着を図ります。	
	(1) P T A・保護者会・保育園・幼稚園・学校の配布物等による啓発	子 育 て 支 援 課 学 校 教 育 課
	(2) P T A・保護者会・保育士・教職員に対する系統的・継続的な研修の実施及び改善のための研究会の設置	子 育 て 支 援 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
	(3) 男女共同参画の視点に立ったカリキュラム、指導用資料、遊具等の整備・充実	子 育 て 支 援 課 学 校 教 育 課
	(4) 女性教職員の管理職への登用促進	社 会 教 育 課
	(5) 性別のかたよらないP T A活動・保護者会活動・学校運営の推進	学 校 教 育 課
	(6) 性別にとらわれない進路指導の充実	学 校 教 育 課

施 策	説 明	
3. 地域社会における男女共同参画教育の推進	すべての人がジェンダー（社会的性別）（※）にとらわれず、伸びやかに生きることができる、男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供します。	
	(1) 男女を対象とした男性・女性問題に関する講座の開設等、学習機会の提供	地 域 振 興 課 社 会 教 育 課 社 会 教 育 課
	(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習指導者の育成	社 会 教 育 課
	(3) 学習機会における保育・介護体制の整備・充実	地 域 振 興 課 子 育 て 支 援 課 福 祉 課 社 会 教 育 課
	(4) 男女共同参画推進に向けた情報提供、活動グループの育成	社 会 教 育 課 地 域 振 興 課



※ ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中で、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」のこと。

方針

③ 人権としての性を尊重する意識づくり

人権としての男女の性を尊重し、人間としての尊厳を侵害する暴力根絶に向けた意識啓発を推進します。

□現状と課題

近年、情報化の進展により性についての情報が氾濫する中で、性に関するさまざまな問題が発生しています。このような状況を改めるには、家庭、学校、地域等において男女がお互いの性を尊重する考え方を身につけるような啓発と、正確でわかりやすい性に関する情報や学習する機会を提供していく必要があります。

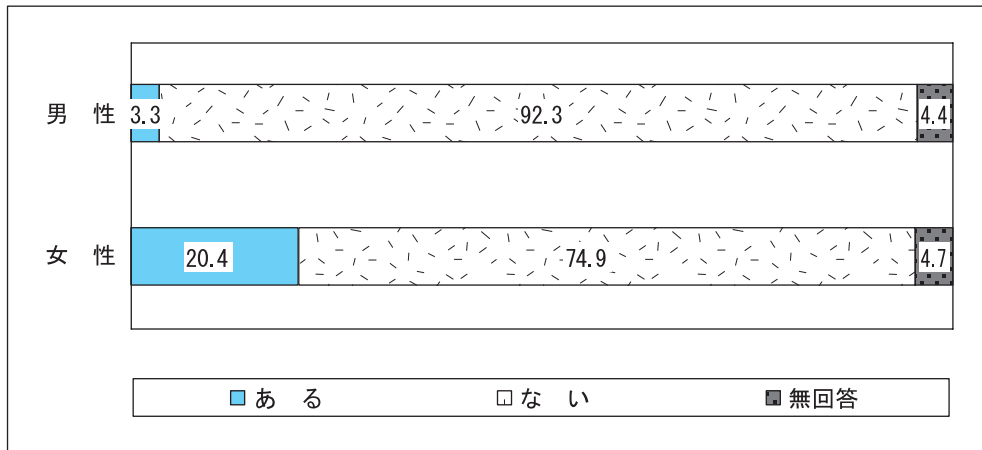
さらに、女性の性が人権として尊重されるためには、次の世代を産むという母性の重要性の認識や、女性が生涯を通じて自分の心と身体の健康を保ち、自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※）の概念を社会全体に広く浸透させていくことが大切です。

また、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人間等における暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカー（特定の相手につきまとう行為）が大きな社会問題となっています。これらは被害者の生活や命、心身の健康まで脅かす恐れのある深刻な人権侵害といえます。こうした現状を踏まえ、あらゆる暴力を根絶するために、人権を尊重し、このような行為は絶対に許さないという機運を高める意識啓発を推進し、さらに被害者を救済するためのきめ細やかな自立支援を含めた相談体制の整備をすすめ、人権が尊重される社会づくりをめざしていく必要があります。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

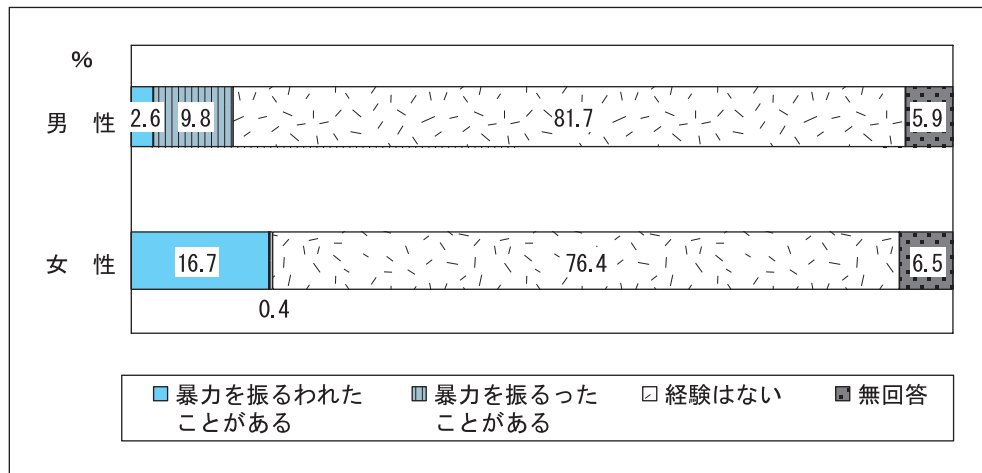
女性が生涯を通じて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態（健康）により、満足で安全な性生活を営めること、並びに子どもを産むかどうか、いつ何人産むかなどについて、選択の自由と自己決定を尊重する考え方。

セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人の割合



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

【指標目標3】 セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある女性の割合

指 標 の 説 明	セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある女性の割合
現 状 値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 20.4%
目 標 値 (平成23年度)	0人

【指標目標4】 ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある女性の割合

指 標 の 説 明	ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある女性の割合
現 状 値 (平成18年度)	平成18年度 市民意識調査 16.7%
目 標 値 (平成23年度)	0人

施 策	説 明	
1. 性の尊重と母性保護を推進する意識啓発	母性を正しく理解し、保護するための意識啓発を図ります。	
	(1) 広報活動の促進 (2) 女性と男性の性的自立と人権の尊重についての啓発	地 域 振 興 課 地 域 振 興 課
	(3) 少女の性と人権の保障についての啓発	地 域 振 興 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
	(4) 母性に関する正しい知識の普及と学習・相談機会の充実	健康づくり課
	(5) 学校教育における母性の尊重についての指導の充実	学 校 教 育 課
	(6) 職場内における出産退職など差別的な慣行の是正と母性保護のため企業への広報と啓発活動の推進	地 域 振 興 課 商 工 振 興 課
2. 生涯を通じての人権を尊重した性教育の推進	性の違いを正しく理解し、それぞれの性を大切にし、尊重できるように性教育を推進します。	
	(1) 生涯を通じて系統的な性教育を進めるための研究及び教育資料の作成	地 域 振 興 課 子 育 て 支 援 課 健康づくり課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
	(2) 家庭・保育園・幼稚園・学校・地域における性教育の推進	子 育 て 支 援 課 健康づくり課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
	(3) 保育士・教職員を対象とした「人権を尊重した性教育」を行うための研修の実施	子 育 て 支 援 課
	(4) 思春期における相談事業・窓口の充実	健康づくり課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
	(5) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての学習機会の提供	地 域 振 興 課 健康づくり課 社 会 教 育 課

施 策	説 明
3. あらゆる形態の暴力根絶に向けた取り組みの推進	ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び恋人間等における暴力）被害の防止のために、積極的な啓発をすると共に相談窓口の整備・充実や関係相談機関との連携強化を図り、被害者の自立支援に努めます。
	(1) ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び恋人間等における暴力）の実態把握と防止のための啓発、情報提供の充実 子育て支援課
	(2) 広域的なシェルター（※）（一時避難所）設置に向けたネットワークづくりの検討 子育て支援課
	(3) 事業所・市民に対するセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）防止のための啓発、情報提供の充実 商工振興課 地域振興課
	(4) 警察と連携した犯罪防止のための啓発 子育て支援課 地域振興課
	(5) 被害者の自立支援と関係相談機関との連携強化 子育て支援課
	(6) 性の商品化がもたらす諸問題についての啓発 地域振興課 (7) 相談窓口の整備・充実 行政課 子育て支援課
4. 被災時及び防災・災害復興時における女性の人権の尊重	被災時における女性の人権を尊重すると共に、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。
	(1) 被災時における女性の人権の尊重 行政課 (2) 防災、災害復興体制における女性の参画促進 行政課

※ シェルター

夫や恋人からの暴力から逃れる女性のための緊急一時避難所。

施 策	説 明	
5. メディアにおける 女性の人権の尊重	性に関するメディア・リテラシー（※）の育成につながる啓発を行うとともに、刊行物等の表現についても、男女平等の視点が持てるように啓発を行います。	
	(1) メディア・リテラシーの育成	地 域 振 興 課



※ メディア・リテラシー

新聞、ラジオ、雑誌、広告、テレビ、ビデオ、インターネットなど、メディアの中からの情報を読者や視聴者が無批判に受けるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力。